

「鋸南町土砂等による土地の埋立、盛土  
及び堆積の規制に関する条例」の手引き

令和4年4月

建設水道課 建設環境室

— 目 次 —

1	はじめに	3
2	町残土条例の主な改正点	3
3	用語の定義	4
4	許可の必要がない事業	5
5	面積の合算規定	5
6	提出書類の作成要領・提出期限・保存年数	5
(1)	書類の作成要領	
(2)	図面の作成要領	
(3)	各種届出書の提出期限	
(4)	保存年数	
7	事前協議	8
8	同意・承諾	12
(1)	同意・承諾の必要性の区分	
(2)	埋立て等を行う土地の権利を有する者の同意	
(3)	周辺土地所有者の承諾	
(4)	近隣住民の承諾	
(5)	特に影響を受ける者の承諾	
9	近隣住民等と住民説明会	13
10	申請の制限	14
11	土砂等の発生状況の調査	14
12	許可の基準	14
13	許可申請	15
14	変更許可申請・変更の届出	20
(1)	変更の届出	
(2)	変更の許可	
15	着手の届出・搬入の届出	21
(1)	着手届	
(2)	搬入届	
16	土砂等の管理台帳	22
17	地質検査等の実施等	22
18	関係書類等の縦覧	22
19	標識・境界	23
20	廃止・完了等	23
(1)	廃止・中止	
(2)	完了	

2 1 譲受け・相続等 .....	2 5
(1) 譲受け	
(2) 相続等	
2 2 報告の徴収 .....	2 6
2 3 手数料 .....	2 6
2 4 罰則 .....	2 6

参考資料 .....	2 8
安全基準（別表第1） .....	2 8
構造上の基準（別表第2） .....	3 0
別記第1号様式 .....	3 2

## 1 はじめに

残土や山砂などにより 500 m<sup>2</sup>以上の土地の埋立てや盛土、堆積を行う場合には、町または県による「土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下、「残土条例」といいます。）」の許可等が必要です。

近年、県内では残土の埋立て事業に起因した災害の発生や、残土への産業廃棄物の混入事案等が問題視されており、特に、大規模な埋立て事業で災害や環境の汚染が発生した場合、町民の健康や財産、生活環境等に重大な被害を及ぼすことが危惧されています。また、本町では広大な面積の岩石採取場用地が点在しているという特有の事情を抱えており、この岩石採取場用地の森林を再生し、景観や自然環境の修復整備を行っていくことが今後の大きな課題です。

このようなことから、県残土条例の適用除外規定を受けて町残土条例を改正し、土砂の発生から運搬、埋立てまで一連の監視と規制を行い、埋立て事業の信頼性と埋立てに使用される土砂の安全性を確保することで、良好な自然環境及び町民の安全、安心な生活環境の保全を図ります。

## 2 町残土条例の主な改正点

- ・ 県残土条例の適用除外規定を受け、埋立て面積 500 m<sup>2</sup>以上の事業については、全て町残土条例の許可の対象とします。
- ・ 新たに埋立て区域の水質の安全基準を設けます。
- ・ 埋立て区域の隣接土地所有者の承諾が必要になります。
- ・ 埋立て面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上のときは、埋立て区域から半径 300m 以内の世帯の 8 割以上の承諾及び区長の承諾が必要になります。
- ・ 埋立て等に使用する土砂等の発生元を千葉県内に限定します。
- ・ 埋立て区域の表土の検査が必要になります。
- ・ 暴力団員等には許可しません。
- ・ 土砂等管理台帳の作成を義務付け、土量報告の頻度を増やします。
- ・ 地質検査と水質検査の頻度を増やします。
- ・ 許可申請には、手数料が必要になります。
- ・ 改良土による埋立等は認めません。

### 3 用語の定義（第2条ほか）

- ・ 土砂等・・・法律に規定する廃棄物には該当しない土砂をいい、製品の山砂、土、砂利などのほか、残土も含まれます。
- ・ 土砂等の埋立て等・・・土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等の堆積を行う行為をいいます。
- ・ 残土・・・「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」別表1に規定される、改良土を除く、第1種から第3種建設発生土等が該当し、一般的には、建築工事や土木工事などで建設副産物として発生する土砂のことをいいます。

例えば、構造物を造る工事の場合、当初に地面を掘削し構造物を造った後に、土砂で埋め戻しを行います。この際に埋め戻しをしても余剰の土砂が出れば、これが残土になります。
- ・ 改良土・・・土砂等(泥土を含む。)又は建設汚泥にセメントや石灰を混合し、化学的安定処理したものをいいます。
- ・ 許認可土砂等・・・千葉県が許認可した山砂採取場等から採取された土砂等をいいます。
- ・ 埋立て事業（小規模事業・特定事業）・・・土砂等の埋立て等のうち、面積が500㎡以上のものを埋立て事業といい、そのうち500㎡以上3,000㎡未満のものを小規模事業、3,000㎡以上のものを特定事業といいます。
- ・ 一時堆積事業・・・他の場所への搬出を目的として、一時的に土砂等の堆積を行うことをいいます。
- ・ 事業者等・・・実際に土砂等の埋立て等を施工する者と、土砂等の埋立て等を行う事業場の区域の土地の所有者を併せて事業者等といいます。埋立て事業を行おうとする場合は、事業者等が申請者になります。

なお、事業場の土地の所有者が複数存在する場合は、すべての者が該当します。

共有名義人などで該当者が多く、かつ代表者が決定しているときは、当該代表者であること及び土地に係る権利の所在が明示された証明書等の添付によって、代表者申請することも可能な場合があります。
- ・ 事業区域・・・実際に、土砂等の埋立て等を行う区域のことをいいます。
- ・ 事業場・・・事業区域及び管理用道路、現場事務所等の施設を含めた全体の区域のことをいいます。
- ・ 安全基準（P.28）・・・土壌の汚染に係る環境基準にpHを加えたもの及び水質汚濁に係る環境基準が該当します。事業者等は、安全基準に適合しない土砂等で埋立て等を行ってはなりません。
- ・ 構造上の基準（P.30）・・・埋立事業の構造基準は、すべり防止措置、擁壁、法面、堆積の高さなどの基本的な事項について規定しています。個別の事業内容や周辺の状況、事業地の地形等を勘案し、ケースバイケースでの運用もあります。

#### 4 許可の必要がない事業（第6条第1項） ※事前協議の届出は必要

- ・ 公共事業・・・国、地方公共団体及び公共的団体が行う事業。
- ・ 許認可土砂等の一時堆積事業・・・許認可土砂等を販売する目的で、一時的に土砂等の堆積等を行う事業。
- ・ 許認可土砂等による高さ1m未満の小規模事業・・・許認可土砂等による3,000㎡以下の埋立てであって、埋立ての高さが最大1m未満で行う事業。
- ・ 町長が許可の必要がないと認める事業・・・
  - (1) 自己の居住する住宅建設の用に供するため、自己の宅地に盛土を行う事業で山砂又は町内で採取した土砂等による小規模事業であって最大高さが1m未満の事業。
  - (2) 土地の整地を行う場合であって、製品による盛土又は当該整地を行う区域以外の土砂等の搬入を伴わない盛土を行う事業。
  - (3) 町内で生産される製品の販売を目的とする一時堆積事業。
  - (4) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条又は第5条による一時転用又は客土事業で山砂又は町内で採取した土砂等を使用し、埋立て等の高さが1m未満かつ面積3,000㎡未満の事業。
  - (5) 自らの耕作の用に供するため、所有権その他の耕作に関する権原を有する農地に自ら客土する事業。

#### 5 面積の合算規定（第6条第3項）

条例の許可を必要としない500㎡未満の面積で次々と埋立て区域を広げること  
を防止するため、原則として1年以内に土砂等の埋立て等の行われた区域に隣接ま  
たは近接（概ね10m以内の場合をいいます。）して、再度、同じまたは関連した目  
的等で土砂等の埋立て等を行おうとする場合は、それらを合算した面積が最初に  
500㎡を超えることとなった時点で合算面積を事業区域の面積とみなし、許可が必  
要となる場合があります。

#### 6 提出書類の作成要領・提出期限・保存年数（第11条ほか）

##### (1) 書類の作成要領

- ・ 事前協議書及び許可申請書の添付書類については、図面類を除き日本工業規格A  
列4番で作成し、フラットファイル等で製本してください。
- ・ 事前協議書及び許可申請書の添付書類については、目次を作成してください。
- ・ 提出部数は正本（原本）1部、副本1部で、副本は後日返却します。  
なお、関係部署への意見照会に使用するため、別途副本の提出を求めることがあ  
ります。
- ・ 添付書類のうち、住民票の写し（法人の場合は法人登記事項証明書）及び印鑑登  
録証明書（法人の場合は代表者の印鑑証明書）は、事前協議及び許可申請の開始  
前3か月以内に発行されたものとしてください。

##### (2) 図面の作成要領

- ・ A列3番を超える大きさの図面は、図面袋等に入れて末尾に綴じるとともに、別  
途A列3番に縮小したものを添付してください。
- ・ 一つの図面に二つ以上の内容を記載する場合は、その内容を示す表題を全て記載  
してください。
- ・ 添付図面等で色塗りをした場合は、必ず凡例を示してください。

(3) 各種届出書の提出期限

様式	届出名称	根拠条文	提出期限
第2号	小規模事業(一時堆積小規模事業)届	第6条第2項	小規模事業に着手する日の10日前まで
第3号	事業区域内施工同意書	第7条	許可の申請時
第4号	周辺土地所有者承諾書	第8条第1項	
第5号	近隣住民承諾書	第8条第2項	
第6号	関係者承諾書	第8条第3項	
第9号	埋立事業説明実施状況報告書	第9条第2項・第16条第4項	事前協議の期間中及び変更申請の期間中
第12号	埋立事業許可申請書	第11条第1項	埋立事業事前協議済書を交付した日から2年以内
第18号	一時堆積事業許可申請書	第11条第2項	
第13号	誓約書	第13条第1項	許可の申請時
第17号	世帯数調査書	規則第10条第2項	特定事業の事前協議書提出時
第20号	埋立事業(一時堆積事業)変更許可申請書	第16条第3項	第11条第1項または第2項の事項の変更をする時
第21号	埋立事業軽微変更届	第16条第10項	軽微な変更をした日から10日以内
第22号	埋立事業着手届	第18条	埋立事業に着手した日から10日以内
第23号	土砂等搬入届	第19条	土砂等を搬入しようとする日の7日前まで(5,000 m <sup>3</sup> ごと)
第27号	埋立事業状況報告書	第20条第2項	1か月ごとに当該月に使用された土砂等の量等の報告を、1か月を経過した日から1週間以内
第28号	一時堆積事業状況報告書		

様式	届出名称	根拠条文	提出期限
第 29 号	埋立事業地質等検査報告書	第 21 条第 1 項	3 か月ごと（最大高さが 5m 以上となる特定事業にあっては着手した日から 3 か月ごと及び 1 段が完成するごと）に土壤及び水質検査を実施し、当該検査日から 1 か月以内 廃止または完了の届出にあっては、町が指定する期日まで
第 32 号	埋立事業廃止（中止）届	第 24 条第 2 項	廃止した日から 10 日以内 中止しようとする日まで
第 34 号	埋立事業再開届	規則第 25 条第 4 項	事業を再開した日から 10 日以内
第 35 号	埋立事業完了届	第 25 条第 1 項	完了した日から 10 日以内
第 37 号	埋立事業譲受け許可申請書	第 26 条第 1 項	埋立事業を譲り受けようとする時
第 38 号	埋立事業相続等届	第 27 条第 2 項	承継した日から 10 日以内

(4) 保存年数

関係書類等の写しと土砂等管理台帳については、埋立事業を廃止または完了してから **5年間**保存してください。



○ 事前協議の提出書類

様式等	提出書類	小規模	特定	一時堆積	
				小規模	特定
第7号	埋立事業事前協議書	○	○		
第8号	一時堆積事業事前協議書			○	○
第17号	世帯数調査書 事業区域から300m以内に居住する者の世帯数調査書(許認可土砂等の場合は不要)		△		△
添 付 書 類	住民票の写し(個人の場合)	○	○	○	○
	印鑑登録証明書(個人の場合)	○	○	○	○
	法人登記事項証明書(法人の場合)	○	○	○	○
	代表者の印鑑証明書(法人の場合)	○	○	○	○
	法定代理人の住民票の写し(未成年の場合)	○	○	○	○
	法定代理人の印鑑登録証明書(未成年の場合)	○	○	○	○
	事業場の位置図(縮尺:1/25,000程度)	○	○	○	○
	全景写真 見取図に撮影方向の記載をすること。	○	○	○	○
	見取図(縮尺:1/5,000程度)	○	○	○	○
	埋立事業に使用される土砂等の搬入計画 埋立事業に使用される土砂等搬入計画に関する事項(P.32別記第1号様式)	○	○	○	○
	搬入予定経路図 搬入・搬出予定経路図 地図を用い、土砂等の発生場所から事業区域まで実際に使用する道路を示すこと。	○	○	○	○
	平面図(縮尺:1/250~1/500程度) 縦断面図、横断面図 埋立事業の施工の前後の形状がわかるように記載すること。	○	○		
平面図(縮尺:1/250~1/500程度) 縦断面図、横断面図 土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積構造の形状がわかるように記載すること。			○	○	

様式等	提出書類	小規模	特定	一時堆積	
				小規模	特定
添 付 書 類	求積図（実測平面図 縮尺：1/250 程度）	○	○	○	○
	事業場の土地の登記事項証明書	○	○	○	○
	事業区域から 10m 以内の土地の登記事項証明書 （許認可土砂等による埋立事業であって、小規模事業及び最大高さが 1m 未満の特定事業の場合は不要）	△	△	△	△
	公図の写し 事業場及び事業区域を明示し、土地の所有者名、作成年月に作成者名を記載すること。	○	○	○	○
	土量計算書 埋立事業に使用される土砂等について、実測の平面図や断面図により計算した予定量を、土量変化率を考慮して記載すること。	○	○		
	排水計画図（排水施設の構造も明記）	○	○	○	○
	流量計算書、流域の図面	○	○		
	調整池等の設置が必要な場合、調整池等の容量計算書、平面図、断面図、構造図	△	△		
	安定計算を行う場合、安定計算書	△	△		
	擁壁を用いる場合、擁壁の断面図及び背面図	△	△		
	鉄筋コンクリート造等の擁壁を用いる場合、構造計算書 擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載すること。	△	△		
工程表 各工事の種別、段階ごとにバーチャートで表記すること。	○	○	○	○	
現場組織表 現場責任者及び緊急時の連絡体制、対応を記載すること。	○	○	○	○	

様式等	提出書類	小規模	特定	一時堆積	
				小規模	特定
添 付 書 類	<b>埋立事業施工計画書</b> 工事種別ごとの施工方法、災害の発生の防止のための措置、使用する機械や資材等について記載すること。(必要に応じ図面等を添付)	○	○	○	○
	<b>埋立事業が規則別表第4に該当する場合、該当することを証する書面</b>	△	△	△	△
	<b>現場責任者であることを証する書面</b>	○	○	○	○
	<b>表土の地質検査の試料採取地点の位置図、現場写真</b> (許認可土砂等の場合は不要)	△	△	△	△
	<b>一時堆積を行う場合で、土砂等が遮断される構造である場合は、その構造図</b>			△	△
	<b>住民説明の計画書</b> (許認可土砂等による埋立事業であって、小規模事業及び最大高さが1m未満の特定事業の場合は不要)	△	△	△	△

○印 必要 △印：条件によっては必要

## 8 同意・承諾（第7条・第8条）

事前協議を開始してから許可申請をするまでに、事業区域内の土地について権利を有する者の同意、事業区域周辺の土地所有者及び近隣住民等から承諾を取らなければなりません。

### (1) 同意、承諾の必要性の区分

事業区域の面積 同意、承諾	小規模事業		特定事業	
	残土	許認可土砂	残土	許認可土砂 (高さ 1m 未満)
権利を有する者	○	○	○	○
事業区域の隣接土地所有者	○	×	○	○ (×)
300m 以内の世帯の 8 割	×	×	○	○ (×)
特に影響を受ける者	○	○	○	○

○：同意、承諾が必要      ×：同意、承諾が不要

### (2) 埋立て等を行う土地の権利を有する者の同意

事業区域内の土地に係る地上権、永小作権、質権、地役権、賃借権を有する者の同意を得なければなりません。

○事業区域内施工同意書の提出書類

第3号様式	事業区域内施工同意書
・同意書に押印した印鑑の印鑑登録証明書（原本）（個人の場合）	
・代表者の印鑑証明書（原本）（法人の場合）	

・**地上権**：他人の土地において、建物などの工作物や竹木を所有するために当該他人の土地を使用する権利。地上権は物権で、土地登記簿に登記されています。物権とは、物（不動産または動産）を排他的に支配できる権利です。

・**永小作権**：他人の土地で長期間耕作や牧畜をする権利に基づいた小作制度。昭和27年の農地法制定により、現在ではほとんど残存していません。

・**質権**：債権者が債権の担保として、債務者から受け取った物を債務が弁済されるまで留保して、債務者の弁済を間接的に促すとともに、弁済されない場合はその物を売却して債権の弁済を受けることができるという担保物件です。

・**地役権**：他人の土地を自分の土地の利便性を高めるために利用する物権で、契約により設定されます。他人の土地を通行したり、そこから引水する権利などです。

・**賃借権**：賃貸借契約によって得られる借主の権利。借主は契約の範囲で目的物を使用し収益できる一方、賃主に賃料を支払います。賃借権は債権です。

(3) 周辺土地所有者の承諾

事業区域から 10m 以内の範囲の土地所有者に対して、当該埋立事業に係る事項を説明し、承諾を得なければなりません。

◎ 周辺土地所有者承諾書の提出書類

第 4 号様式	周辺土地所有者承諾書（押印は実印でなくても可）
---------	-------------------------

(4) 近隣住民の承諾

特定事業の区域から 300m 以内に居住する者に対し、当該特定事業について説明し、居住する者の世帯の 10 分の 8 以上の世帯の代表者及び当該区域が属する地域の区長の承諾を得なければなりません。

◎ 近隣住民承諾書の提出書類

第 5 号様式	近隣住民承諾書（押印は実印でなくても可）
---------	----------------------

(5) 特に影響を受ける者の承諾

水利権者等、搬入道路に隣接する住民等であって、埋立て事業によって特に影響を受ける者として町が判断した場合は、その者から承諾を得なければなりません。

◎ 関係者承諾書の提出書類

第 6 号様式	関係者承諾書（押印は実印でなくても可）
---------	---------------------

## 9 近隣住民等と住民説明会（第 9 条第 2 項）

事前協議を開始した場合は、近隣住民等に対して説明会を行わなければなりません。

◎ 近隣住民等と住民説明会の範囲

事業区域 の面積 / 近隣住民 等の区分	小規模事業		特定事業	
	残土	許認可土砂	残土	許認可土砂 (高さ 1m 未満)
隣接土地所有者	10m 以内	×	10m 以内	10m 以内 (×)
近隣住民	50m 以内	×	300m 以内	300m 以内 (×)
事業区域内の自治会	○	×	○	○ (×)
水利権者等	100m 以内	×	500m 以内	500m 以内 (×)
搬入道路に隣接して 居住する住民等	△	×	△	△ (×)

○：説明会必要      △：条件によっては説明会必要      ×：説明会不要

## 1 0 申請の制限（第 12 条）

埋立て事業の申請には、下記の制限があります。

- ・ 許可期間は、特定事業は 3 年以内、小規模事業は 1 年以内とします。
- ・ 他法令の許認可等を必要とする事業で、本条例に基づく許可申請の審査中や許可処分後に他法令で不許可となる場合、事実上、当該事業を行うことはできないため、許可・不許可処分前には取り下げ、許可処分後には埋立事業廃止届（別記第 32 号様式）を提出することになります。
- ・ 現に鋸南町内で町残土条例で埋立事業の許可を受け、当該事業が完了していない状況では、新たな事業の申請はできません。
- ・ 廃棄物が混入している場所での事業の申請はできません。
- ・ 放射能の除染によって発生した土砂等を使った埋立てはできません。

## 1 1 土砂等の発生状況の調査（第 10 条）

町は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等について、状況に応じて発生元に赴き、当該発生元に汚染の要因の可能性があるかどうか、また、運搬形態や運行ルートが適正であるか等について、現地を確認します。

町が発生元調査に行く際には、発生元現場責任者の方や分析業者の方などと調整を図るなど、協力をお願いします。

- 主な現地調査項目
- ・ 残土の性状（臭気、色、水分、粘性、pH など）
  - ・ 地質分析試料の採取の位置や深さ
  - ・ 残土の排出状況、運搬方法、運搬経路
  - ・ 発生元の土地の利用履歴
  - ・ 発生元での石灰処理やセメント処理など土質改良の有無

## 1 2 許可の基準（第 13 条）

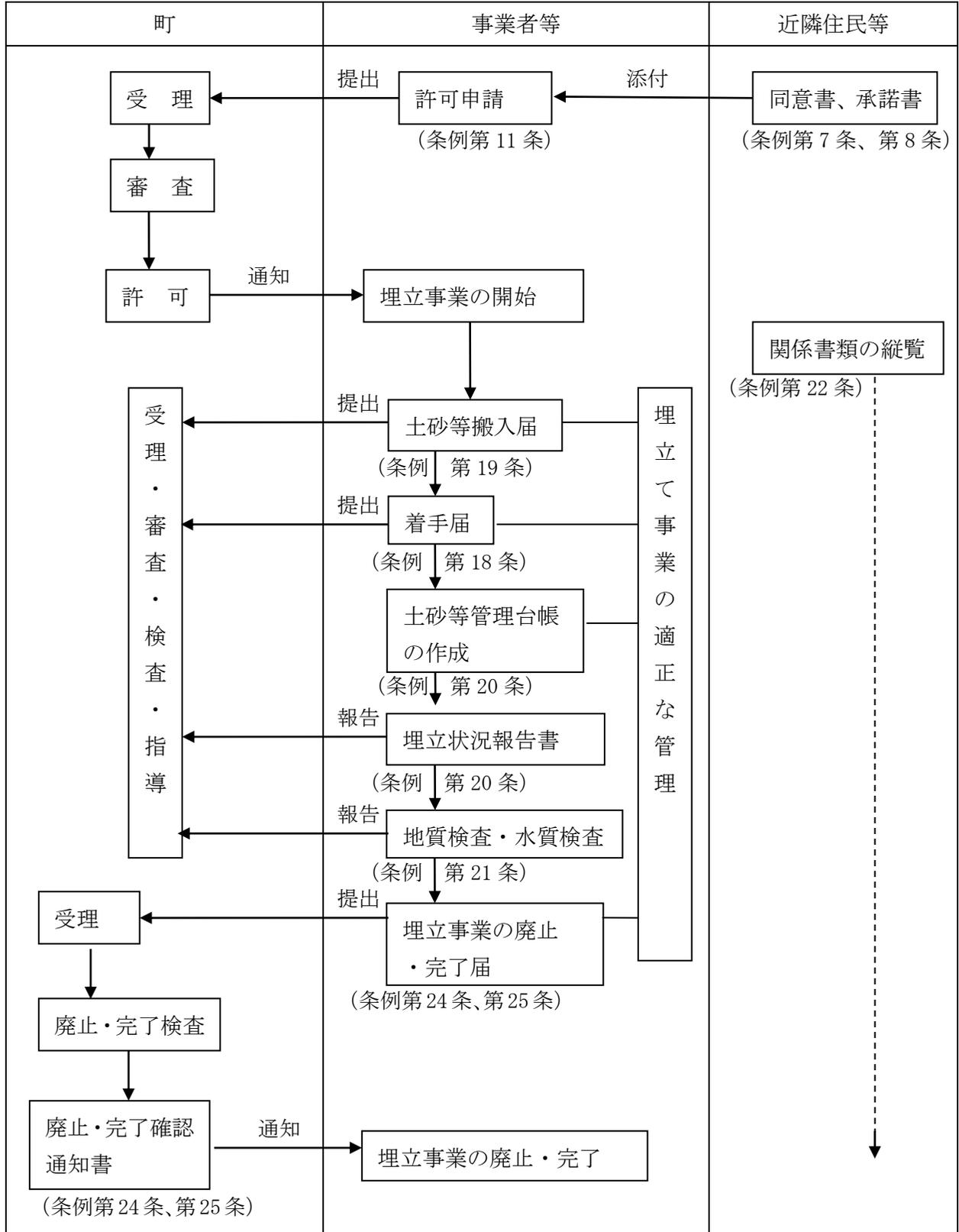
埋立事業は、下記に適合しなければ許可となりません。

- ・ 埋立事業に使用される土砂等が千葉県内から発生し、かつ、採取場所が特定されていること。
- ・ 埋立事業に使用される土砂等の運搬過程において、別の発生元の土砂等が混入しないこと。
- ・ 申請者が暴力団員等でないこと。
- ・ 同意書や承諾書が揃っていること。
- ・ 事業区域の表土が安全基準（P. 28）に適合していること。
- ・ 災害の発生のおそれがないものとして規定する構造上の基準（P. 30）に適合していること。
- ・ 許可を受けてから 6 か月以内に埋立事業に着手する計画となっていること。
- ・ 改良土ではないこと。

### 1.3 許可申請（第11条）

埋立事業の許可申請を行おうとする者は、あらかじめ事前協議を終了していることが必要です。

◎ 許可申請のフロー図



◎ 許可申請の提出書類

様式等	提出書類	小規模	特定	一時堆積	
				小規模	特定
第12号	埋立事業許可申請書	○	○		
第18号	一時堆積事業許可申請書			○	○
第13号	誓約書	○	○	○	○
第14号	検査試料採取調書 (一時堆積を行う場合で、埋立て事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合及び許認可土砂等の場合は不要)	△	△	△	△
第15号	地質分析(濃度)結果証明書 事業区域の表土の地質検査の試料を採取した地点の位置図及び現場写真(一時堆積を行う場合で、埋立事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合及び許認可土砂等の場合は不要)	△	△	△	△
第16号	土砂等売渡・譲渡証明書 (許認可土砂等の場合)	○	○		
第3号	事業区域内施工同意書	○	○	○	○
第4号	周辺土地所有者承諾書 (許認可土砂等による埋立事業であって、小規模事業及び最大高さが1m未満の特定事業の場合は不要)	△	△	△	△
第5号	近隣住民承諾書(兼区长承諾書) (許認可土砂等による埋立事業であって、小規模事業及び最大高さが1m未満の特定事業の場合は不要)		△		△
第6号	関係者承諾書	△	△	△	△
第17号	世帯数調査書 事業区域から300m以内に居住する者の世帯数調査書(許認可土砂等の場合は不要)		△		△
第10号	埋立事業事前協議済書	○	○	○	○

様式等	提出書類	小規模	特定	一時堆積	
				小規模	特定
添 付 書 類	住民票の写し（個人の場合）	○	○	○	○
	印鑑登録証明書（個人の場合）	○	○	○	○
	法人登記事項証明書（法人の場合）	○	○	○	○
	代表者の印鑑証明書（法人の場合）	○	○	○	○
	法定代理人の住民票の写し（未成年の場合）	○	○	○	○
	法定代理人の印鑑登録証明書（未成年の場合）	○	○	○	○
	事業場の位置図（縮尺：1/25,000 程度）	○	○	○	○
	全景写真 見取図に撮影方向の記載をすること。	○	○	○	○
	見取図（縮尺：1/5,000 程度）	○	○	○	○
	埋立事業に使用される土砂等の搬入計画 埋立事業に使用される土砂等搬入計画に関する事項(P. 32 別記第 1 号様式)	○	○	○	○
	搬入予定経路図 搬入・搬出予定経路図 地図を用い、土砂等の発生場所から事業区域まで実際に使用する道路を示すこと。	○	○	○	○
	平面図（縮尺：1/250～1/500 程度） 縦断面図、横断面図 埋立事業の施工の前後の形状がわかるように記載すること。	○	○		
	平面図（縮尺：1/250～1/500 程度） 縦断面図、横断面図 土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積構造の形状がわかるように記載すること。			○	○
	求積図（実測平面図 縮尺：1/250 程度）	○	○	○	○
	事業場の土地の登記事項証明書	○	○	○	○
事業区域から 10m 以内の土地の登記事項証明書 （許認可土砂等による埋立事業であって、小規模事業及び最大高さが 1m 未満の特定事業の場合は不要）	△	△	△	△	

様式等	提出書類	小規模	特定	一時堆積	
				小規模	特定
添 付 書 類	<b>公図の写し</b> 事業場及び事業区域を明示し、土地の所有者名、作成年月日、作成者名を記載すること。	○	○	○	○
	<b>土量計算書</b> 埋立事業に使用される土砂等について、実測の平面図や断面図により計算した予定量を、土量変化率を考慮して記載すること。	○	○		
	<b>排水計画図（排水施設の構造も明記）</b>	○	○	○	○
	<b>流量計算書、流域の図面</b>	○	○		
	<b>調整池等の設置が必要な場合、調整池等の容量計算書、平面図、断面図、構造図</b>	△	△		
	<b>事業区域内で採水するための方法 事業場内で採水するための方法</b> (許認可土砂等の場合は不要)	△	△	△	△
	<b>安定計算を行う場合、安定計算書</b>	△	△		
	<b>擁壁を用いる場合、擁壁の断面図及び背面図</b>	△	△		
	<b>鉄筋コンクリート造等の擁壁を用いる場合、構造計算書</b> 擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載したものとする。	△	△		
	<b>工程表</b> 各工事の種別、段階ごとの、バーチャートで表記すること。	○	○	○	○
	<b>現場組織表</b> 現場責任者及び緊急時の連絡体制、対応を記載すること。	○	○	○	○
	<b>埋立事業施工計画書</b> 工事種別ごとの施工方法、災害の発生の防止のための措置、使用する機械や資材等について記載すること。(必要に応じ図面等を添付)	○	○	○	○
	<b>埋立事業が規則別表第4に該当する場合、該当することを証する書面</b>	○	○	○	○
<b>現場責任者であることを証する書面</b>	○	○	○	○	

様式等	提出書類	小規模	特定	一時堆積	
				小規模	特定
添 付 書 類	表土の地質検査の試料とした採取地点の位置図、現場写真 (許認可土砂等の場合は不要)	△	△	△	△
	一時堆積を行う場合で、土砂等が遮断される構造である場合は、その構造図			△	△
	申請手数料を納めたことを証する書面 町が発行した納入通知書兼領収書の写し(領収印が押印してあるもの)	○	○	○	○

○印：必要 △印：条件によっては必要

#### 1.4 変更の許可申請・変更の届出（第16条）

許可を受けた埋立て事業の内容を変更しようとするときは、変更の許可を受けなければなりません。ただし、軽微な変更にあつては届出により行うことができます。

##### (1) 変更の届出

軽微な変更は、下記の①～⑧のとおりです。

##### ◎ 軽微変更届の提出書類

第21号様式	埋立事業軽微変更届
①	事業者等の氏名（名称）、住所、所在地、法人の代表者の氏名の変更 ・住民票の写し（個人の場合） ・印鑑登録証明書（個人の場合） ・法人登記事項証明書（法人の場合） ・代表者の印鑑登録証明書（法人の場合）
②	法定代理人の氏名・住所の変更 ・法定代理人の住民票の写し
③	現場事務所の位置の変更 ・変更の前後を記載した位置図及び現場写真
④	現場責任者の氏名及び職名 ・当該事業場における現場責任者であることを証する書面
⑤	埋立事業に使用される土砂等の量の変更 ・土量変更の理由及び土量計算書
⑥	埋立事業に使用される土砂等の搬入計画の変更 ・変更前、変更後の全搬入計画を記載した「埋立事業に使用される土砂等搬入計画に関する事項」（P.32 別記第1号様式）
⑦	水質検査の試料を採取する方法の変更
⑧	事業区域内に設けた排水施設、事業区域外に設けた柵の構造の変更 ・排水施設または柵の機能を高めるものがわかる図面等

##### (2) 変更の許可

上記(1)に該当しない変更については、許可が必要です。

- ・ 変更内容について、近隣住民等への説明会を行わなければなりません。
- ・ 期間の延長は、当初の埋立事業期開が満了する日から通算して最長1年間しか認めません。
- ・ 事業区域の面積の拡張は、当初の面積の10分の2までしか認めません。
- ・ 面積を拡張したことにより新たに近隣住民等の範囲になった者に対し承諾を得なければならない場合があります。
- ・ 搬入計画の変更で、発生元、発生元事業者の変更の場合許可が必要となります。

◎ 埋立事業（一時堆積事業）変更許可申請書の提出書類

第 20 号様式	埋立事業（一時堆積事業）変更許可申請書
許可申請に添付した書類のうち、変更しようとする事項に係る書類及び図面等 （変更前、変更後が比較できるもの。）	
申請手数料を納めたことを証する書面 町が発行した納入通知書兼領収書の写し（領収印が押印してあるもの）	

1 5 着手の届出・搬入の届出（第 18 条・第 19 条）

埋立事業を開始した時は、埋立事業着手届や土砂等搬入届の提出が必要です。

(1) 着手届

埋立事業に着手したときは、埋立事業に着手した日から 10 日以内に、埋立事業着手届を提出しなければなりません。

◎ 着手届の提出書類

第 22 号様式	埋立事業着手届
----------	---------

(2) 搬入届

土砂等を搬入しようとするときは、搬入日の 7 日前までに、発生場所 5,000 m<sup>3</sup> ごとに発生元や安全基準の適合が確認できる書類を添付し、届出しなければなりません。

◎ 土砂等搬入届の提出書類

様式等	提出書類	残土	許認可土砂等
第 23 号	土砂等搬入届	○	○
第 24 号	土砂等発生元証明書 土砂等の発生場所の責任者が発行したもの	○	○
第 16 号	土砂等売渡・譲渡証明書		○
第 14 号	検査試料採取調書	○	
第 15 号	地質分析(濃度)結果証明書	○	
添付書類	土砂等の発生場所の位置図	○	○
	土砂等の発生場所の平面図及び採取位置を記載した図面	○	
	土砂等の発生場所の現場写真	○	
	搬入経路図	○	○
	砂利採取計画認可書の写し		○

## 16 土砂等の量の報告（第20条第2項）

土砂等の発生場所ごとに土砂等管理台帳を作成し、1か月ごとに土量等を報告しなければなりません。また、土砂等の搬入量を1日ごとに記載しなければなりません。管理台帳は1年ごとに毎年3月末日をもって閉鎖し、閉鎖後5年間保存してください。

### ◎ 埋立事業状況報告書の提出書類

第27号様式	埋立事業状況報告書
第28号様式	一時堆積事業状況報告書
土砂等管理台帳(写し)	
一時堆積土砂等管理台帳(写し)	

## 17 地質検査等の実施（第21条）

残土による埋立事業の場合、地質検査と水質検査を3か月ごと、及び廃止または完了のときに行い、その結果を報告しなければなりません。一時堆積事業については、完了届出時に地下浸透防止措置等が講じられていれば検査は省略できます。

### ◎ 地質検査等の提出書類

第29号様式	埋立事業地質等検査報告書
第14号様式	検査試料採取調書
第15号様式	地質分析(濃度)結果証明書
第30号様式	水質分析(濃度)結果証明書
検査試料を採取した地点の位置図、現場写真	
当該期間に埋立てを行った区域の前後の平面図、縦横断図（特定事業の場合）	
土量計算書（特定事業の場合）	

## 18 関係書類等の縦覧（第22条）

埋立事業に関する関係書類について、近隣住民等に縦覧させなければなりません。

### ◎ 近隣住民等の範囲

住民の区分	小規模事業	特定事業
隣接の土地所有者	当該事業区域から10m以内の範囲に土地を所有する者	
近隣の住民等	事業区域から <u>50m</u> 以内に居住する住民	事業区域から <u>300m</u> 以内に居住する住民
	事業区域内の自治会	事業区域内の自治会
水利権者等	事業区域の放流点から <u>100m</u> 以内の水利権者及び水利組合	事業区域の放流点から <u>500m</u> 以内の水利権者及び水利組合
搬入道路に隣接して居住する住民等	土砂運搬車両が集積するような運航ルート、利用道路、事業期間、1日当たりの運行台数等により、町が決定する。	

## 19 標識・境界（第23条）

埋立事業場内に掲示する標識は、公衆の見やすい場所に設置するものとし、耐水性合板と同等以上の材質を用い、白地に黒の文字で、容易に消えないことが必要です。事業区域と当該事業区域以外の区域との境界については、境界を示す旗、杭等で明示してください。

## 20 廃止・完了等（第24条・第25条）

埋立事業を廃止、中止、完了するときは、届出が必要です。

町は、埋立て等に使用した土砂等が安全基準に適合しているか、災害の発生を防止するために必要な措置が講じられているか検査を行います。

### (1) 廃止・中止

#### ◎ 廃止（中止）届の提出書類

第32号様式	埋立事業廃止(中止)届
第34号様式	埋立事業再開届 中止した埋立事業を再開するときに提出すること。
平面図(縮尺:1/250~1/500程度) 断面図(縮尺:1/100程度) 事業場の平面図は、事業区域と事業場の区域を明示すること。 事業場の断面図は、施工前後の構造が確認できるものとする。	
中止をする場合は工程表 中止の期間を記載すること。	
土量計算書 一時堆積の場合は不要	

- ・埋立て等に使用した土砂等の崩落、飛散または流出による災害の発生を防止するため必要な措置については、隣地境界との段差、擁壁の有無、法面、堆積の高さなど個別の事業内容や周辺の状況、事業区域の地形等を勘察し、個々の案件ごとに判断します。

#### (一例) 崩落や飛散防止のためのシートがけや土留め

沈砂池の設置及び管理計画の策定、提出  
搬入済み土砂等の撤去、搬出  
植栽、植林、芝の吹き付け等による緑地化  
事業区域の囲い込み  
排水路の設置

- ・埋立て区域を確認し、その結果、必要な措置が講じられていると認められた場合は、事業者等に対し、埋立事業廃止（申止）確認通知書を通知します。

- ・埋立事業を中止し、その後再開したときは、当該埋立事業を再開した日から10日以内に埋立事業再開届を提出しなければなりません。

(2) 完丁

◎ 完了届の提出書類

第35号様式	<b>埋立事業完了届</b>
<b>平面図(縮尺:1/250~1/500程度)</b> <b>断面図(縮尺:1/100程度)</b> 事業場の平面図は、事業区域と事業場の区域を明示すること。 事業場の断面図は、施工前後の構造が確認できるものとし、法面保護工の種類と方法を記載すること。	
<b>土量計算書</b> 一時堆積の場合は不要	

当該埋立区域を確認し、その結果、必要な措置が講じられ、許可基準に適合していると認められた場合は、当該事業者等に対し、埋立事業完了確認通知書を通知します。

## 2 1 譲受け・相続等（第 26 条・第 27 条）

埋立事業を譲り受けようとする場合、地位を承継した場合は、許可や届出が必要です。

### (1) 譲受け

埋立事業の許可を受けた者から当該埋立事業を譲り受けようとする者は、譲受けの許可を受けなければなりません。

#### ◎ 譲受け許可申請書の提出書類

第 37 号様式	埋立事業譲受け許可申請書
第 13 号様式	誓約書
住民票の写し（個人の場合）	
印鑑登録証明書（個人の場合）	
法人登記事項証明書（法人の場合）	
代表者の印鑑証明書（法人の場合）	
法定代理人の住民票の写し（未成年の場合）	
法定代理人の印鑑登録証明書（未成年の場合）	
現場責任者であることを証する書面	
譲受けを証する書面（譲渡契約書の写し等）	
申請手数料を納めたことを証する書面 町が発行した納入通知書兼領収書の写し（領収印が押印してあるもの）	

### (2) 相続等

埋立事業の許可を受けた者について相続、合併または分割により地位を承継した者は、埋立事業相続等届を提出する必要があります。

相続等の届出は、下記の①～③のとおりです。

#### ◎ 相続等の提出書類

第 38 号様式	埋立て事業相続等届
① 合併または分割の場合	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人登記事項証明書</li> <li>・ 代表者の印鑑証明書</li> <li>・ 合併または分割内容を証する書面</li> </ul>	
② 相続の場合	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民票の写し</li> <li>・ 印鑑登録証明書</li> <li>・ 承継を証する書面</li> </ul>	
③ 後継者が未成年の場合	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法定代理人の住民票の写し</li> <li>・ 承継を証する書面</li> </ul>	

## 2.2 報告の徴収（第34条）

町は、土砂等の埋立て等を行う者に業務に関する報告をさせることができます。土砂等の埋立て等の業務に関し報告を求められた場合、10日以内に報告してください。

安全基準に適合しない土砂等を確認した場合、直ちに報告してください。

## 2.3 手数料（第37条）

埋立事業の許可申請，変更許可申請，譲受け許可申請をするときは，申請手数料を納めなければなりません。

納入された手数料については，返還できません。

- (1) 許可申請手数料（500 m<sup>2</sup>以上 3,000 m<sup>2</sup>未満）  
1件につき 20,000円
- (2) 許可申請手数料（3,000 m<sup>2</sup>以上）  
1件につき 48,000円
- (3) 変更許可申請手数料（500 m<sup>2</sup>以上 3,000 m<sup>2</sup>未満）  
1件につき 10,000円
- (4) 変更許可申請手数料（3,000 m<sup>2</sup>以上）  
1件につき 28,000円
- (5) 譲受け許可申請手数料  
1件につき 20,000円

## 2.4 罰則（第39条）

条例の規定に違反した場合、罰則が適用されることがあります。

### ◎ 罰則の区分

違反の内容	根拠条文	罰則の内容
許可を受けずに埋立事業を行った場合	第6条第1項	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
変更許可を受けずに埋立事業を変更した場合	第16条第1項	
譲受け許可を受けずに埋立事業を譲受けた場合	第26条第1項	
措置命令に違反した場合	第28条	
許可の取消し、停止の命令に違反した場合	第29条第1項	
廃止、完了または取消しに伴う義務違反に対する措置命令に違反した場合	第30条	

違反の内容	根拠条文	罰則の内容
許可の適用除外に必要な届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合	第 6 条第 2 項	50 万円以下の罰金
土砂等の搬入の届出をせず、または虚偽の届出をした場合	第 19 条	
土砂等管理台帳を作成せず、または虚偽の記載をした場合	第 20 条第 1 項	
土量の報告、地質検査等の報告をせず、または虚偽の報告をした場合	第 20 条第 2 項 第 21 条	
土砂等管理台帳を保存しなかった場合	第 32 条第 3 項	
業務に関する報告をせず、または虚偽の報告をした場合	第 33 条	
立入検査を拒んだり、質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合	第 34 条第 1 項	
軽微な変更、着手、廃止（中止）、完了、相続等の届出をせず、または虚偽の届出をした場合	第 16 条第 10 項 第 18 条 第 24 条第 2 項 第 25 条第 1 項 第 27 条第 2 項	30 万円以下の罰金
標識の掲示や境界を明らかにする表示をしなかった場合	第 23 条	
関係書類等の写しを保存しなかった場合	第 32 条	

## 参考資料

安全基準（別表第1）

土壌基準

項目	基準値
カドミウム	検液 10 につき 0.003 mg 以下
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機りん	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 10 につき 0.01 mg 以下
六価クロム	検液 10 につき 0.05 mg 以下
砒(ひ)素	検液 10 につき 0.01 mg 以下であり、かつ、埋立て等の用に供する場所の利用目的が農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満
総水銀	検液 10 につき 0.0005 mg 以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
P C B	検液中に検出されないこと
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料 1 kg につき 125 mg 未満
ジクロロメタン	検液 10 につき 0.02 mg 以下
四塩化炭素	検液 10 につき 0.002 mg 以下
1, 2-ジクロロエタン	検液 10 につき 0.004 mg 以下
1, 1-ジクロロエチレン	検液 10 につき 0.02 mg 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 10 につき 0.04 mg 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 10 につき 1mg 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 10 につき 0.006 mg 以下
トリクロロエチレン	検液 10 につき 0.01 mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 10 につき 0.01 mg 以下
1, 3-ジクロロプロペン	検液 10 につき 0.002 mg 以下
チウラム	検液 10 につき 0.006 mg 以下
シマジン	検液 10 につき 0.003 mg 以下
チオベンカルブ	検液 10 につき 0.02 mg 以下
ペンゼン	検液 10 につき 0.01 mg 以下
セレン	検液 10 につき 0.01 mg 以下
ふっ素	検液 10 につき 0.8mg 以下
ほう素	検液 10 につき 1mg 以下
水素イオン濃度	4 以上 9 以下であること

項目	基準値
塩化ビニルモノマー	検液 10 につき 0.002 mg 以下
1, 2-ジオキサン	検液 10 につき 0.05 mg 以下

水質基準

項目	基準値
カドミウム	検液 10 につき 0.003 mg 以下
全シアン	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 10 につき 0.01 mg 以下
六価クロム	検液 10 につき 0.05 mg 以下
砒(ひ)素	検液 10 につき 0.01 mg 以下
総水銀	検液 10 につき 0.0005 mg 以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
ジクロロメタン	検液 10 につき 0.02 mg 以下
四塩化炭素	検液 10 につき 0.002 mg 以下
1, 2-ジクロロエタン	検液 10 につき 0.004 mg 以下
1, 1-ジクロロエチレン	検液 10 につき 0.1mg 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 10 につき 0.04 mg 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 10 につき 1mg 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 10 につき 0.006 mg 以下
トリクロロエチレン	検液 10 につき 0.01 mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 10 につき 0.01 mg 以下
1, 3-ジクロロプロペン	検液 10 につき 0.002 mg 以下
チウラム	検液 10 につき 0.006 mg 以下
シマジン	検液 10 につき 0.003 mg 以下
チオペンカルブ	検液 10 につき 0.02 mg 以下
ベンゼン	検液 10 につき 0.01 mg 以下
セレン	検液 10 につき 0.01 mg 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	検液 10 につき 10 mg 以下
ふっ素	検液 10 につき 0.8mg 以下
ほう素	検液 10 につき 1mg 以下
1, 4-ジオキサン	検液 10 につき 0.05 mg 以下

構造上の基準（別表第2）

埋立事業の構造上の基準

- 1 事業区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように杭打ち、土の置換えその他必要な措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜をしている土地において埋立事業を施工する場合にあっては、埋立事業を施工する前の地盤と埋立事業に使用された土砂等との接する面が滑り面とならないよう、当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- 3 埋立て等の高さ及び法面勾配は、次の表の土砂等の区分の欄に応じ、それぞれ当該埋立て等の高さの欄及び当該法面の勾配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分		埋立て等の高さ		法面の勾配
砂、礫、砂質土、礫質土、通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの	第1種建設発生土 第2種建設発生土 第3種建設発生土	土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算（以下「安定計算」という。）を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保される勾配
		その他	10m以下	法面勾配 1 : 1.8 埋立ての高さが5m以下の場合 法面勾配 1 : 1.5以上
	その他	5m以下		法面勾配 1 : 1.5以上
その他		安定計算を行い、安全が確保される高さ		安定計算を行い、安全が確保される勾配

4 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。

5 埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあっては、5メートルごとに幅が1メートル以上の段を設け、必要に応じ、当該段及び法面には雨水等による法面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。また、排水溝を設置した場合においては、幅1.5メートル以上の段を設けること。

- 6 埋立事業の完了後の地盤にゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締め固めその他の措置が講じられていること。
- 7 法面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。
- 8 事業区域（法面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

一時堆積事業の構造上の基準

- 1 事業場の隣接地と事業区域との間に、次の表の左欄に掲げる事業区域の面積の区分に応じ、当該右欄に定める幅の保安地帯が設置されていること。

3,000 m <sup>2</sup> 未満	4m 以上
3,000 m <sup>2</sup> 以上 1ha 未満	6m 以上
1ha 以上 3ha 未満	10m 以上
3ha 以上 5ha 未満	14m 以上
5ha 以上 10ha 未満	18m 以上
10ha 以上 15ha 未満	24m 以上
15ha 以上 20ha 未満	27m 以上
20ha 以上	30m 以上

- 2 土砂等の堆積の高さ（法面の最下部と最上部の高低差をいう。）が5メートル以下であること。
- 3 土砂等の堆積の法面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配であること。

